

令和5年8月25日

市議会議員 様

柳井市長 井 原 健太郎

市議会定例会の招集について

このことについて、別紙告示写しのとおり招集したので通知します。

現在までに提出を予定している事件は、下記のとおりであります。

記

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 議案第38号 | 柳井市印鑑条例の一部改正について |
| 議案第39号 | 工事請負契約の締結について |
| 議案第40号 | 工事請負契約の締結について |
| 議案第41号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第42号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第43号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第44号 | 令和4年度柳井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 議案第45号 | 令和5年度柳井市一般会計補正予算（第6号） |
| 議案第46号 | 令和5年度柳井市介護保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第47号 | 令和5年度柳井市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 承認第7号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 認定第1号 | 令和4年度柳井市水道事業会計決算認定について |
| 認定第2号 | 令和4年度柳井市下水道事業会計決算認定について |
| 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 報告第8号 | 専決処分の報告について |
| 報告第9号 | 柳井市土地開発公社の清算について |
| 報告第10号 | 平郡航路有限会社の経営状況について |

柳井市告示第29号

令和5年第3回柳井市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和5年8月25日

柳井市長 井原 健太郎

1 期 日 令和5年9月4日

2 場 所 柳井市議会議場



議案第 38 号

柳井市印鑑条例の一部改正について

柳井市印鑑条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市印鑑条例の一部を改正する条例

柳井市印鑑条例（平成 17 年柳井市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「当該個人番号カード」の次に「又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（同法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を記録した電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備をいう。）」を加え、「入力する」を「入力し、又はこれに代わる認証を行う」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 39 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、柳井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年柳井市条例第 50 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 柳井市体育館改修（建築主体）工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 944,900,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 柳井市伊保庄 4907 番地
井森工業株式会社 取締役社長 吉 崎 雅 弘 |

(参 考)

工事名	柳井市体育館改修（建築主体）工事
工 期	自 令和5年9月21日
	至 令和6年12月20日

入札結果及び経過

[illegible]

議案第 40 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、柳井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年柳井市条例第 50 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 柳井市体育館改修（機械設備）工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 238,480,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 柳井市新市沖 2 番 13 号
トオル電気株式会社 代表取締役 宮 本 稔 |

(参 考)

工事名 柳井市体育館改修（機械設備）工事

工 期 自 令和5年9月21日

至 令和6年12月20日

入札結果及び経過

[illegible]

議案第 4 1 号

工事請負変更契約の締結について

下記のとおり工事請負変更契約を締結することについて、柳井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年柳井市条例第 5 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

- | | |
|------------|---|
| 1 契約の目的 | 柳井市複合図書館新築（建築主体）工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 変更前の契約金額 | 9 1 6, 3 0 0, 0 0 0 円 |
| 変更後の契約金額 | 1, 1 1 1, 7 6 3, 4 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 柳井市伊保庄 4 9 0 7 番地
井森工業株式会社 取締役社長 吉 崎 雅 弘 |

(参 考)

工事名 柳井市複合図書館新築（建築主体）工事

工 期 自 令和4年5月27日

至 令和5年12月25日

議案第 4 2 号

工事請負変更契約の締結について

下記のとおり工事請負変更契約を締結することについて、柳井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年柳井市条例第 5 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

- | | |
|------------|---|
| 1 契約の目的 | 柳井市複合図書館新築（電気設備）工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 変更前の契約金額 | 2 3 9, 8 0 0, 0 0 0 円 |
| 変更後の契約金額 | 2 5 6, 7 2 5, 7 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 柳井市伊保庄 5 0 4 2 番地
株式会社一山電業 代表取締役社長 一 山 浩 規 |

(参 考)

工事名 柳井市複合図書館新築（電気設備）工事

工 期 自 令和4年5月27日

至 令和5年12月25日

議案第 4 3 号

工事請負変更契約の締結について

下記のとおり工事請負変更契約を締結することについて、柳井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年柳井市条例第 5 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

- | | |
|------------|---|
| 1 契約の目的 | 柳井市複合図書館新築（機械設備）工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 変更前の契約金額 | 1 6 2, 8 0 0, 0 0 0 円 |
| 変更後の契約金額 | 1 6 8, 5 0 0, 2 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 柳井市新市沖 2 番 1 3 号
トオル電気株式会社 代表取締役 宮 本 稔 |

(参 考)

工事名 柳井市複合図書館新築（機械設備）工事

工 期 自 令和4年5月27日

至 令和5年12月25日

議案第 4 4 号

令和 4 年度柳井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 4 年度柳井市水道事業会計未処分利益剰余金 1 2 2, 1 9 1, 7 6 5 円のうち 3 9, 1 5 8, 5 9 0 円を資本金へ組み入れ、4, 1 5 1, 6 5 9 円を減債積立金に、7 8, 8 8 1, 5 1 6 円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

承認第7号

専決処分の承認を求めることについて

令和5年度柳井市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会にこれを報告し、承認を求める。

令和5年9月4日提出

柳井市長 井 原 健太郎

令和５年度柳井市一般会計補正予算（第５号）

令和５年度柳井市の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,490千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,663,523千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和５年７月１４日専決

柳井市長 井 原 健太郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

[単位 千円]

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19 繰 入 金		710,303	46,490	756,793
	2 基 金 繰 入 金	698,542	46,490	745,032
歳 入	合 計	18,617,033	46,490	18,663,523

[単位 千円]

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 災 害 復 旧 費		11,781	46,490	58,271
	1 農林水産業施設災害復旧費	6,077	21,140	27,217
	2 土木施設災害復旧費	5,704	25,350	31,054
歳 出	合 計	18,617,033	46,490	18,663,523

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入) [単位 千円]

款	補正前予算額	補正予算額	計
19 繰入金	710,303	46,490	756,793
歳入合計	18,617,033	46,490	18,663,523

(歳出) [単位 千円]

款	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
11 災害復旧費	11,781	46,490	58,271			46,490
歳出合計	18,617,033	46,490	18,663,523			46,490

2 歳 入

(款) 19 繰入金
(項) 2 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	698, 542	46, 490	745, 032	1 財政調整基金繰入金	46, 490	財政調整基金繰入金
計	698, 542	46, 490	745, 032			

3 歳 出

(款) 11 災害復旧費
(項) 1 農林水産業施設災害復旧費

[単位 千円]

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1 現年農林業施設災害復旧費	6, 077	21, 140	27, 217				21, 140	12 委託料	19, 840	崩土取除等委託料 測量・設計委託料 応急対応業務委託料	1, 700 14, 400 3, 740
								13 使用料及び賃借料	1, 000	重機等借上料	
								15 原材料料費	300	原材料料費	
計	6, 077	21, 140	27, 217				21, 140				

(款) 11 災害復旧費
(項) 2 土木施設災害復旧費

[単位 千円]

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 支 出 金	地 方 債 そ の 他					
1 現年土木施設 災害復旧費	5, 704	25, 350	31, 054			25, 350	12 委託料	24, 600	崩土取除等委託料 応急対応業務委託料	500 3, 600

[単位 千円]

目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国支	県金	地方債				
										測量・設計委託料 20,500
								13 使用料及び賃借料 600		重機等借上料
								15 原材料料費 150		原材料料費
計	5,704	25,350	31,054							

認定第 1 号

令和 4 年度柳井市水道事業会計決算認定について

令和 4 年度柳井市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付し、議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

認定第 2 号

令和 4 年度柳井市下水道事業会計決算認定について

令和 4 年度柳井市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付し、議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

前 田 明 教

報告第8号

専決処分の報告について

損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月4日提出

柳井市長 井 原 健太郎

専決処分書

下記のとおり損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年7月21日

柳井市長 井 原 健太郎

記

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和5年2月11日柳井市中央三丁目地内県道柳井周東線において発生した自動車接触事故

2 和解及び損害賠償の相手方

住所等 柳井市在住 個人

3 和解の要旨及び損害賠償の額

柳井市は、相手方に対し、損害賠償金53,988円を支払うものとする。

報告第 9 号

柳井市土地開発公社の清算について

柳井市土地開発公社の清算に関する書類を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、報告する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

報告第 10 号

平郡航路有限会社の経営状況について

令和 6 年度平郡航路有限会社の事業計画について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 243 条の 3 第 2 項の規定により、報告する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

令和6年度 平郡航路有限会社の経営状況について

平郡航路有限会社の令和6年度（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）の事業計画について、離島航路整備法（昭和27年法律第226号）第4条及び離島航路整備法施行規則（昭和27年運輸省令第71号）第1条の規定により、国土交通大臣に提出した令和6年度航路補助金交付申請書に基づき、その主要な点を次のとおり報告します。

令和6年度の収支見込みは、収益を7,639万7,359円、費用を1億2,061万3,244円とし、収益から費用を差し引いた純損失を4,421万5,885円としております。

令和4年度実績と比較しますと、収益については、旅客運賃、自動車航送運賃の減少を考慮し、5.9%の減額としております。

費用については、貨物歩金や船舶消耗品費、船舶修繕費、航路付属施設費などの増額、及び旅客歩金、自動車航送取扱費、保険料などの減額を見込み、費用全体で5.6%の減額としております。引き続き、適正運航、適正管理に努め、経費の節減を図りたいと考えております。

航路経営については、人口減少や高齢化により地元利用客の減少が続き、経営環境の大きな改善が見込まれないことから、引き続き、国、県及び市の補助金を仰ぐこととなります。

平郡航路有限会社においては、地元の協力のもとウォーキングイベントや釣り客等の観光面での誘客に努めてまいります。また、自動車航送の利便性が認識され、農水産物や生活物資の自動車輸送、工事車両や自家用車による往来が定着していることから、自動車航送運賃の増収にも努めてまいります。

本航路は、平郡地区民の日常生活に不可欠な交通手段であり、市といたしましては、航路の安全運航が確保され、経営の健全化と安定化が図られるよう、引き続き支援してまいります。

以上で、経営状況の報告といたします。

航路損益計算書・航路損益見込計算書

航路名 平郡 ～ 柳井

事業者名 平郡航路有限会社

(単位 円)

科目	期間区分	令和4年度の航路損益 (令和3年10月～令和4年9月)	令和6年度の航路損益見込み (令和5年10月～令和6年9月)	伸び率 (%)
1. 収 益				
A 運 航 収 益		66,545,125	63,243,262	95.0
1. 旅 客 運 賃		27,376,510	26,187,360	95.7
2. 手 荷 物 運 賃		502,580	567,900	113.0
3. 小 荷 物 運 賃		0	0	
4. 自 動 車 航 送 運 賃		29,968,340	27,120,770	90.5
5. 貨 物 運 賃		7,100,910	7,363,070	103.7
6. 郵便・信書便航送料		1,010,325	1,048,909	103.8
7. 雑 収 入		586,460	955,253	162.9
B 営 業 収 益		14,627,375	13,154,097	89.9
1. 航 路 附 属 施 設 収 入		0	0	
2. 雑 収 入		14,627,375	13,154,097	89.9
収 益 計		81,172,500	76,397,359	94.1
2. 費 用				
A 運 航 費 用		111,311,840	104,265,156	93.7
1. 旅 客 費		3,067,299	3,272,571	106.7
(1) 旅 客 歩 金		2,498,036	2,385,683	95.5
(2) 傷 害 保 険 料		395,330	395,330	100.0
(3) 雑 費		173,933	491,558	282.6
2. 手 荷 物 取 扱 費		50,258	70,182	139.6
3. 小 荷 物 取 扱 費		0	0	
4. 自 動 車 航 送 取 扱 費		3,765,721	3,504,244	93.1
5. 貨 物 費		2,984,500	3,015,370	101.0
(1) 貨 物 積 卸 費		0	47,300	
(2) 貨 物 歩 金		2,755,260	2,860,123	103.8
(3) 貨 物 弁 金		0	0	
(4) 雑 費		229,240	107,947	47.1
6. 郵便・信書便取扱費		0	0	
7. 燃 料 潤 滑 油 費		35,317,522	29,102,592	82.4
8. 養 缶 水 費		196,400	183,919	93.6
9. 港 費		1,244,029	1,254,897	100.9
(1) 税金及び手数料		0	0	
(2) 水先及び係留料等		224,029	234,897	104.9
(3) 代理店手数料		1,020,000	1,020,000	100.0
10 雑 費		107,794	106,056	98.4
11 船 費		64,578,317	63,755,325	98.7
(1) 船 員 費		43,515,851	42,973,101	98.8
(2) 船 舶 備 品 費		586,307	331,758	56.6
(3) 船 舶 消 耗 品 費		1,424,911	1,516,712	106.4
(4) 船 舶 修 繕 費		16,960,343	17,276,598	101.9
(5) 雑 費		2,090,905	1,657,156	79.3
B 営 業 費 用		16,438,475	16,348,088	99.5
1. 保 險 料		1,456,429	1,396,436	95.9
(1) 船 舶		1,456,429	1,396,436	95.9
(2) 航 路 附 属 施 設		0	0	
2. 税 金		0	98,333	
(1) 船 舶		0	0	
(2) 航 路 附 属 施 設		0	0	
(3) 消 費 税		0	98,333	
3. 利 子		0	0	
(1) 船 舶		0	0	
(2) 航 路 附 属 施 設		0	0	
4. 減 価 償 却 費		0	0	
(1) 航 路 開 設 費		0	0	
(2) 船 舶		0	0	
(3) 航 路 附 属 施 設		0	0	
5. 賃 借 (用 船) 料		800,000	800,000	100.0
(1) 船 舶		800,000	800,000	100.0
(2) 航 路 附 属 施 設		0	0	
6. 航 路 附 属 施 設 費		907,291	921,227	101.5
7. 店 費		13,274,755	13,132,092	98.9
費 用 計		127,750,315	120,613,244	94.4
3. 差引当期純利益 (純損失)		-46,577,815	-44,215,885	

(単位 円)

(国庫補助金)	25,395,398		
(都道府県補助金)	31,699,000		
(市区町村補助金)	4,558,606		